

令和3年度決算に基づく健全化判断比率などの公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は毎年、決算確定後、速やかに「健全化判断比率」や、公営企業の「資金不足比率」を算定し、公表することになっています。

むかわ町の令和3年度決算に基づく「健全化判断比率」、「資金不足比率」は次のとおりとなりました。

それぞれの基準

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標で構成されます。各年度の決算で算定される各比率が早期健全化基準を超えた場合は「早期健全化団体」に、財政再生基準を超えた場合は「財政再生団体」になります。

○早期健全化団体（黄色信号状態）

…「財政健全化計画」を策定し、外部監査を求めるなど、自主的な改善努力による財政健全化を行う状態

○財政再生団体（赤信号状態）

…「財政再生計画」を策定し、国等の関与による確実な再生を行う状態（地方債の発行が制限され、建設事業等の実施についても国等の同意が必要となります。）

※資金不足比率の経営健全化基準は、健全化判断比率の早期健全化基準に相当します。

健全化判断比率

早期健全化基準を超えている指標はありませんが、今後も「むかわ町中期財政運営指針（中期財政フレーム）」等に基づき、適正管理に努めていきます。

比 率	説 明	R 3 決 算	早 期 健 全 化 基 準	財 政 再 生 基 準
実 質 赤 字 比 率	福祉、教育、まちづくりなどを行うむかわ町の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率です。	— (▲4.54%)	14.65%	20.00%
連結実質赤字比率	一般会計のほか、4つの特別会計、3つの企業会計の赤字や黒字を合算し、町としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率です。	— (▲11.39%)	19.65%	30.00%
実 質 公 債 費 比 率	借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる経費の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す比率です。	9.3%	25.0 %	35.0 %
将 来 負 担 比 率	借入金のほか、退職手当など、将来支払う可能性のある負担額を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の高さを示す比率です。	16.7%	350.0%	—

※ 実質赤字比率及び連結赤字比率は会計に赤字がないことから「—」で表し、参考として括弧内に比率を表示しています。

資金不足比率

3つの公営企業において、経営健全化基準を超える会計はありませんが、今後、経営状況分析などにより、さらなる経営の健全化を図っていきます。

比 率	説 明	会 計 名	R 3 決 算	経 営 健 全 化 基 準
資 金 不 足 比 率	公営企業として実施している事業について、その事業ごとに資金不足どの位生じているかを示す比率です。	上水道事業会計	—	20.00%
		下水道事業会計	—	
		病院事業会計	—	

※ 資金不足額がないので「—」で表しています。